

長崎県知事選挙

「一票が明日の県政生む力」

大事な投票。
忘れずに!

投票日 2月21日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票・不在者投票

とき 2月5日(金)～2月20日(土)、午前8時30分～午後8時
ところ 市選挙管理委員会事務局(市役所別館1階)

開票 2月21日(日)、午後9時10分～
シーハットおおむら(メインアリーナ)

投票できる人

▼年齢要件 平成2年2月22日までに生まれた人
▼住所要件 平成21年11月3日まで大村市に転入の届け出をして、引き続き居住している人

▼転入して3か月たっていない人

平成21年11月4日以降、県内から大村市へ転入してきた人は、基準日(2月3日)まで3か月たっていないため、前住所地で投票するか、前住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求して、大村市で不在者投票ができます。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。なお、大村市の市民課で「引き続き住所を有する旨の証明書」(無料)の発行を受けてください。

▼転出する(した)人

平成21年10月21日以降、県内へ転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されず引き続き同一市町に住んでいる人は、大村市で投票できます。また、大村市選挙管理委員会へ投票用紙を請求して、転出先で不在者投票もできます。どちらの場合も大村市の選挙人名簿に登録されていることと、転出地の

市町で発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」が必要です。

期日前投票・不在者投票

投票日に次のような理由で投票することができない人は、期日前・不在者投票を利用してください。

- ①仕事などの予定
- ②レジャーなどで投票区の区域外にいる予定
- ③出産や病気などで歩行困難
- ④他の市町へ転出

▼期日前投票・不在者投票の場所

選挙管理委員会事務局(市役所別館1階)

▼期間および時間

2月5日(金)～2月20日(土)、午前8時30分～午後8時
※土・日・祝日も投票できます。
※印かんは不要(入場券が届いていればご持参ください)

指定病院や老人ホームでの不在者投票

市内の次の病院や施設に入院(所)している人は、病院(施設)で不在者投票ができます。希望する人は早めに病院(施設)へお申し出ください。

- ▼病院 長崎医療センター、市立大村市民病院、県立精神医療センター、大村共立病院、貞松病院、南野内科病院
- ▼老人ホーム 慈恵荘、泉の里、箕望荘、サンライフ、ベイサイド大村、湧泉荘
- ▼その他 三彩の里、大村ホールハイム

代理投票・点字投票

身体の障害や文盲などのため、投票用紙に候補者の氏名を書くことが困難な人は、投票事務従事者が本人に代わって行う「代理投票」が利用できます。投票所でお申し出ください。また、点字投票を利用する人も、投票所でお申し出ください。

重度の身体障害者の人は郵便投票のご利用を

▼郵便投票ができる人

- ①身体障害者手帳をお持ちで、次に該当する人
 - ・両下肢・体幹・移動機能障害の1級
 - または2級の人
 - ・心臓・じん臓・呼吸器ぼうこう・直腸・小腸障害の1級または3級の人
 - ・免疫障害の1級から3級までの人
- ②戦傷病者手帳をお持ちで、次に該当する人
 - ・両下肢・体幹障害の特別項症から第2項症までの人
 - ・心臓・じん臓・呼吸器ぼうこう・直腸・小腸障害の特別項症から第3項症までの人
- ③介護保険法第7条第3項に規定する要介護者で、同法第12条第3項の被保険者証の要介護区分が「5」の人
- ④そのほか、知事が書面で証明した人



めいすいくん
明るい選挙イメージキャラクター

投票の際には入場券と一緒に必ず「選挙人名簿登録証明書」を提示してください。提示がない場合、投票することができません。
なお、紛失した場合は、早めに選挙管理委員会に連絡してください。

船員の「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている人へ

自分で文字を書くことが困難な人は、代理投票できます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。
▼郵便投票の代理投票

▼郵便投票の手続き方法
あらかじめ選挙管理委員会へ郵便投票証明書の交付を受けてください。有効期間が過ぎている人は、早めに交付手続きをしてください。
なお、郵便による投票を希望する人は、投票用紙などの請求書と郵便投票証明書を添付し、投票日の4日前までに選挙管理委員会へ請求してください。

長崎県知事選挙 インフォメーション

バーコードで 短時間受付

今回の県知事選挙から投票所入場券にバーコードを印刷してあり、短時間で受け付けができるようになります。

期日前投票 をされる人へ

期日前投票をされる人は、「宣誓書」の記入提出が必要です。今回から、投票所入場券の裏面が「宣誓書」として使用できます。あらかじめ記入(自署)してご持参いただくと、投票所で記入の手間がなくなります。なお、身体の障害などのため書くことが困難な人は、投票所でお申し出ください。

宣誓書記載例

(投票所入場券裏面)

2月21日(日)は、長崎県知事選挙の投票日です。

投票日に仕事のある人や投票区外に出かける人等は、期日前投票等ができます。下記の欄に記入(自署)して期日前投票所にお持ちください。

氏名	大村 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	生年月日	明治・大正・ <input checked="" type="radio"/> 昭和・平成22年 2月 21日
----	-------	---	------	---

【宣誓書】私は選挙当日、下記の事由に該当する見込みであり、真実に相違ないことを誓います。

次の1~5のいずれかに○を付し、さらに、それぞれの枠内のあてはまるものに○を付してください。

1 (仕事等)	ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員 工. 本人又は親族の冠婚葬祭 オ. その他(具体的に:)	に従事
2 (外出等)	1以外の用事又は事故のため、 <input checked="" type="radio"/> ア. 本市以外 イ. 本市内 ()	に外出・旅行・滞在
3	ア. 疾病・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難 イ. 刑事施設等に収容	
5	ア. 住所移転のため、本市以外に居住中 イ. ()市町村に転出予定(月 日)	

◎選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合には、当該候補者への投票は無効となります。なお、再度投票することはできません。

1. 候補者が死亡したとき
2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき(公選法第91条第1項)
3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき(公選法第91条第2項)
4. 候補者届出が却下されたとき(公選法第86条の4 第9項)
5. 候補者が被選挙権を喪失したとき

- 期日前投票の期間：2月5日(金)~2月20日(土)までの16日間
- 受付時間：午前8時30分から午後8時まで
- 場所：市役所別館1階

問い合わせ先 **大村市選挙管理委員会**
大村市玖島1丁目25番地 電話(53)4111(内線340・341)

該当する箇所に○をつけてください

投票所案内図

●投票所入場券は… 2月4日頃に皆さんへ郵送します。なお、1月下旬以降に市内で転居した人は、選挙人名簿の移し替えができません。入場券に記載された投票所をよく確かめて投票してください。



●投票所入場券をなくしたら… 選挙当日、ご自分の投票区の投票所で、係員にお申し出ください。その場で入場券が再発行され、すぐに投票できます。





選挙関係の
お問い合わせは… ☎ 53-4111

※第24投票区の区域見直しにより、第25投票所が新設され、旧第25投票区以降の投票区番号の繰り下げを行いました。投票所の場所は今までどおり変更ありません。

<p>第26投票所・萱瀬住民センター</p>	<p>第21投票所・大村子供の家</p>	<p>第16投票所・放虎原小学校体育館</p>
<p>第27投票所・萱瀬ダム記念会館</p>	<p>第22投票所・竹松住民センター</p>	<p>第17投票所・西大村地区コミセン</p>
<p>第28投票所・福重住民センター</p>	<p>第23投票所・富の原小学校体育館</p>	<p>第18投票所・池田新町公民館</p>
<p>第29投票所・松原住民センター</p>	<p>第24投票所・宮小路2丁目公民館</p>	<p>第19投票所・植松住宅集会所</p>
<p>第30投票所・南野岳集落センター</p>	<p>第25投票所・郡地区公民館</p>	<p>第20投票所・竹松アパート集会所</p>